

1. 会合名	『広告等の表示及び景品類の提供に関する規則』等に関するワーキング・グループ (第31回)
2. 日時	平成31年1月24日(木) 午後1時～2時
3. 議案	1. 5銘柄表示の考え方について 2. その他
4. 主な内容	<p>1. 5銘柄表示の考え方について</p> <p>はじめに、事務局より、先般意見照会を行った「株式販売規制等に関する検討会」から検討要請を受けた4つの事項について、主な意見及び対応方針案が紹介された後、主査より、各事項の対応方針案について諮ったところ賛同を得られたことから、本ワーキング・グループ(以下「本WG」という。)において対応方針案に沿った検討を開始することとなった。具体的な検討内容については、本WG終了後、意見照会を実施することとなった。</p> <p>(主な意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後のテーマと検討の進め方として、まず「5銘柄表示の考え方の明確化」について議論を行った後、「メール・チャット等を用いた勧誘の是非」や「電子媒体における広告表示のあり方」の順に検討を行っていくことに違和感はない。例えば発行体のIR資料を動画で紹介する際やIRセミナーを撮影した動画をHPに掲載する際の検討事項などは、どのテーマとして議論すべきか。 <p>⇒ 各テーマの議論は最終的にはすべて「広告」に繋がるため、ご質問の件は特定のテーマとしてのみ取り上げるのではなく、複数のテーマに跨って議論してもよいと考える。まずは「5銘柄表示の考え方の明確化」について仮の結論を出し、メールやチャットのような電子媒体においてはどのようにその考え方が応用できるのか検討を進め、必要に応じて一度出した結論を見直しながら検討を進めるということもあり得る。金商法上の広告は作成者にかかるモノ規制ではなく利用者への行為規制の考え方を基本としているため、IR資料についても作成者の意図にかかわらず使い方によっては広告となり得ると考えられている。それをHP上に掲載することに関しては、証券会社が売買の勧誘や引受けに資する意図があるとして掲載がなされることが想定される一方、勧誘の意図が無く発行体のIR活動を後押しする目的のみで掲載するケースも考えられており、金商法施行当時のパブリックコメントではIR資料の中には広告に該当しないものもあり得るといった表現に留められている。ご質問のIRセミナーを撮影した動画についても、こうした考え方をベースに、今後の議論を進めていければと考える。(事務局)</p> <p>2. その他</p> <p>特になし。</p>

	以 上
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。